事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：2004年4月19日

担当部・課：JICA東京・業務グループ・ガバナンスチーム

1. 案件名

税関事後調査能力開発

2. 協力概要

(1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述

フィリピン国関税局事後調査部門及び主要税関において、同関税局の徴税能力の向上、及び、国際貿易の円滑化に寄与する税関行政の近代化のために、事後調査制度（輸入貨物の通関後、税関が輸入者等の事務所に赴き関係書類を確認し、申告者の適正性等を確認する制度）が標準化された方法にもとづき実施されることを目標とする。このために、同制度の実施に必要な組織体制、業務手順の整備、人材の育成、及び、輸入者の理解増進などを行う。

(2) 協力期間 平成16月5月～平成19年3月（2年11ケ月間）

(3) 協力総額（日本側） 約0.9億円

(4) 協力相手先機関 フィリピン財務省関税局、及び、主要税関

(5) 国内協力機関 本邦財務省関税局

(6) 裨益対象者及び規模、等

フィリピン関税局事後調査部門職員（15グループ、50名）

3. 協力の必要性・位置付け

(1) 現状及び問題点

＜現状＞

フィリピン国においては、国家歳入に占める関税の比率が高く「2001－2004年フィリピン中期開発計画」では、下表のとおり、18%前後の目標が設定されている。このため関税局（BOC）の徴税能力の向上は同国の重要課題のひとつとして位置づけられており、その一環として、事後調査制度の導入が進められている。これにより、年間30億ペソの歳入増が見込まれている（2001年時点の試算）。

単位：十億ペソ	2003年	2004年	2005年	2006年
財政収入目標	711.8	791.6	903.5	1,042.3
BOC徴税目標	125.2	140.5	163.7	191.3
（BOCの割合）	（17.59%）	（17.75%）	（18.12%）	（18.35%）

また、同制度の導入はWTO関税評価協定（WTO加盟国における輸入貨物に係る課税価格の決定方法を一定に定めた協定）を履行するうえでも必要とされ、国際貿易円滑化のための税関行政の近代化の観点からも急がれている。

＜問題点＞

輸入品の関税額を決定するうえで実際の取引価格を検証する事後調査制度が実効的に機能するためには、事後調査を専門的に行う知識・技術を供えた組織、要員の能力開発、標準化された実務要領の策定とともに申請者の同調査への理解増進などを必要とする。比国では2002年の制度導入以降、基本法令の整備は行われているものの、こうした実務面での体制整備が進んでいない。このため、制度は実質的に運用されておらず、徴税額の増加や貿易手続の円滑化の面で成果が得られていない。

(2) 相手国政府国家政策上の位置付け

比国の2001－2004年中期開発計画では、内国歳入局と並ぶ二大徴税機関と

して関税局の徴税目標の達成と徴税能力の強化がうたわれている。これに伴い、同国関税局では2002年にフィリピン税関近代化に向けた計画「BOC Corporate Plan 2001-2004」を策定し、「国際水準の税関行政の実現」を目指す使命を確認し、5つの実行計画（(1)徴税増加(2)貿易円滑化(3)取締機能の強化(4)職員の能力向上(5)組織インフラの整備）を打ち出している。本プロジェクトは同計画に基づくものである。

(3) 我が国援助政策との関連、JICA国別事業実施計画上の位置付け（プログラムにおける位置付け）

本案件は、JICA国別事業実施計画において「経済運営能力強化プログラム」を構成するプロジェクトとして位置づけられている。

また、貿易の円滑化の関連では、「WTOキャパシティビルディング支援プログラム」を構成するプロジェクトとして位置づけられている。

4. 協力の枠組み

〔主な項目〕

(1) 協力の目標（アウトカム）

(1) 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

［目標］

フィリピン国内の主要税関において事後調査制度が標準化された方法にもとづき実施される。

［指標］

1) 一件あたりの事後調査がマニュアル(※1)に基づく所要の日数で終了する。
2) 事後調査マニュアルに基づき実施される事後調査件数が増加する。

※1：ASEANで採択された事後調査マニュアルを指す。

(2) 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

［目標］

フィリピン関税局及び主要税関で事後調査制度が定着し、徴税額が増加する。

事後調査の適正かつ迅速な実施による輸入通関手続の迅速化が実現する。

［指標］

1) 事後調査による徴税額の増差がある。

2) 輸入通関所要時間の調査結果が改善される。（同関税局における輸入通関所要時間の調査は2001年にJICA長期専門家が実施済み。）

(2) 活動及びその成果（アウトプット）

1) 事後調査部門の組織体制が整う。

［指標］

事後調査部の予算・人員が確保される。

［活動］

1) -1 事後調査部門の幹部を対象に研修を実施する。

1) -2 フィリピン関税局が予算・人員確保のための計画を策定する。

2) 事後調査を中心とした通関業務の実施フロー（Clearance Management System）が導入される。

［指標］

標準化された通関業務実施フローが明示される。（明示の方法については開始後検討する。）

［活動］

2) -1 事後調査手続きに関する既往調査結果の見直しを行う。

2) -2 事後調査部門幹部に対し、事後調査を中心とした通関業務の実施フロー案策定のためのワークショップを実施する。

2) -3 事後調査を中心とした通関業務全体の実施フローを関係部署で

共有する。

3) 事後調査部以外の通関部門の事後調査に対する協力が促進される。

［指標］

通関部門から情報提供がなされる件数が増加する。

［活動］

3) -1 通関部門職員等が事後調査の円滑実施のためのオリエンテーションを受ける。

4）事後調査部門における業務環境が整う。

［指標］

環境整備によって事後調査1件あたりの所要時間が減少する。

［活動］

4) -1 業務の電算化のための事後調査情報検索システムを開発する。

4) -2 業務の電算化のための端末を設置する。

4) -3 業務効率化のための車両を配備する。

4) -4 安全な資料保管場所を確保する。事後調査に対する輸入者の協力が促進される。

5) 事後調査部門の人材育成制度が整備される。

［指標］

事後調査員向けの定期的な研修の実施が制度化される。

［活動］

5) -1 ASEAN Guidelineに基づくより実務的な内容の研修モジュールを開発する。

5) -2 ASEAN事後調査マニュアルに基くより実務的な内容の研修教材、マニュアルを開発する。

5) -3 事後調査員の中で講師となる人材に対して研修を実施する。

6) 事後調査員が事後調査を適正に実施できるようになる。

［指標］

事後調査官の80%が研修を修了する。

［活動］

6) -1事後調査官に対し、研修を実施する。

（研修項目：Valuation, Classification, Report Generation）

7）事後調査に対する輸入者の協力が促進される。

［指標］

輸入者が規則を遵守し関税局に情報提供を行う件数が増加する。

［活動］

7) -1 輸入者の記録保管・管理に関する規則を策定する。

7) -2 既存の広報パンフレットの見直しと追加製本、配布を行う。

7) -3 ホームページ上に規則、申請様式などを掲示し情報へのアクセスを容易にする。

7) -4 輸入者向け雑誌などに広報記事を掲載する。

7) -5 輸入者の理解促進を目的としたワークショップを開催する。

(3) 投入（インプット）

1) 日本側（総額） 9,985万円）

ア) 短期専門家派遣：11.5M／M＝3,335万円

事後調査情報検索システム導入支援 0.5ヶ月×2人×1回（16年度実施）

通関審査能力向上支援 0.5ヶ月×3人×1回（17年度実施）

輸入者管理手法開発支援 3ヶ月×1人×2回（16, 17年度実施）

調査手法技術移転 1ヶ月×1人×3回（16, 17,18年度実施）

イ) 現地業務費 総額 5,650万円

(1)現地研修の実施に係る経費 750万円

内訳：講師養成研修：180万円 1ヶ月×2人×1回（18年度実施）

現地補完研修：270万円 0.5ヶ月×3人×2回（16, 17年度実施）

現地研修：300万円 100万円×3回（16, 17,18年度実施）

(2)マニュアル制作費 200万円

(3)事後調査情報検索システム開発支援：2,000万円

(4)プロジェクト実施体制の整備に係る経費：2,700万円

内訳：資料室整備：500万円（16年度実施）

車両：300万円（16年度実施）

PC：200万円（16年度実施）

業務用設備（一部） 1,000万円

プロジェクト運営調整人員経費 700万円（16, 17,18年度実施）

ウ) 本邦研修等：1,000万円

国別研修：500万円 0.5ヶ月×10人×1回（16年度実施）

500万円 0.5ヶ月×5人×2回（17,18年度実施）

2) フィリピン国側（総額 円）

ア）カウンターパート人員 ：約360人月

イ）事務所、セミナー実施場所の提供：約500万円

ウ）ローカルコスト：プロジェクト運営管理費

(4) 外部要因（満たされるべき外部条件）

(1) フィリピン関税局の政策・組織体制に大きな変更がない。

(2) フィリピン関税局に派遣中の長期専門家が事後調査制度運用に関する助言・指導を行い、プロジェクト運営のための調整業務を行う。

5. 評価5項目による評価結果

(1) 妥当性

本プロジェクトは、関税局の徴税能力の向上に資することにより、歳入の増加と財政赤字の縮減に寄与するものであり、同時に、WTO関税評価協定の履行など、貿易の円滑化にも寄与するものである。また、同国に対するわが国の国別援助方針に合致するとともに、JICAの国別事業実施計画に盛り込まれていることからも、本プロジェクトの費用対効果は十分に高い。また、我が国には30年以上の事後調査の実施実績があり、技術協力上の優

位性がある。

(2) 有効性

事後調査制度が実効的に運用されるためには、一線において調査に従事する要員の養成とともに、組織機構や業務環境の整備、業務実施手順の整備など組織的な能力の向上を図ることが必要である。併せて、制度に対する輸入者の理解を増進しなくてはならない。本プロジェクトはこうした多面的な課題群に包括的に対応するもので、比側が主体的に取り組む限り、ASEANで採択されたマニュアルに基づき事後調査が適切に実施されるというプロジェクト目標を効果的に達成し得る。

(3) 効率性

本プロジェクトは、比側が既に最重要課題として取り組んでいる事後調査の改善を図るもので、日本側の役割は側面的なものであり、投入も本邦研修と短期専門家派遣の組み合わせを主体とする最小限度のものにとどまる。事後調査制度が実効的に運用されることにより、年間30億ペソの徴税増が見込まれることからも、本プロジェクトの費用対効果は十分に高い。

(4) インパクト

事後調査制度の導入は既に法令上行われているため、本プロジェクトを通じた事後調査の実質的な運用に伴い、関税局内のノウハウが蓄積され部門間連携が進むことにより、将来に向け同制度の継続的な発展が見込まれる。更には、申請者（民間業者側）の理解が深まることにより、中長期的に着実に徴税額が増加することが見込まれる。他方、こうした制度の継続的発展を確保するうえで、本プロジェクトを通じて制度運用の透明性を担保する基盤を構築することが必要とされる。

(5) 自立発展性

本プロジェクトは、事後調査制度の運用に必要な組織能力や制度の強化に

焦点をあてたものであり、整備される業務要領や研修プログラムは、ソフト面の基盤として中長期的に事後調査制度の発展を促進することが期待される。よって、能力開発の対象となる職員個人の流出によって自立発展性が損なわれることなく、本プロジェクトの成果は継承されていくと考えられる。

また、組織能力や制度の強化に焦点をあてた活動を中心に行うため、経常経費の面で多大な後年度負担をもたらすものではない。歳入の増加をもたらす事後調査制度の強化は、同国政府の重点課題の一つであり、同国政府の主体性のもと要員や経常経費の面で必要な措置が講じられることが想定される。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

8. 今後の評価計画

中間評価：プロジェクト開始後1年半後に中間評価を行う。

終了時評価：プロジェクト終了の約6ヶ月前（平成18年10月頃）に終了時評価を行う。